

令和6年度碧南市連絡委員全体会

日 時 令和6年4月8日（月） 午後7時～

場 所 市役所2階 会議室4・5

1 市民憲章唱和

2 市長あいさつ

3 碧南市連絡委員の委嘱について

4 連絡事務について

(1) 碧南市連絡委員に関する規則について・・・・・・・・・・ P2～4（資料1）

(2) 令和6年度連絡事務の予定について・・・・・・・・・・ P5（資料2）

(3) 広報へきなんの配布について・・・・・・・・・・ P6～7（資料3）

(4) 五軒組について・・・・・・・・・・ P8～9（資料4）

(5) 市の組織について・・・・・・・・・・ P10～12（資料5）

(6) 各地区への委託費等の概要について・・・・・・・・・・ P13～14（資料6）

(7) 碧南市市民活動総合補償制度について・・・・・・・・・・ P15～17（資料7）

(8) 町内会における個人情報の取扱いについて・・・・・・・・・・ P18～19（資料8）

(9) その他

ア 碧南市市民活動センターについて・・・・・・・・・・ P20（資料9）

イ 連絡委員防犯連絡所について（依頼）（地域協働課）・・・・ P21～25（資料10）

ウ へきなん防災メールへの利用登録について・・・・・・・・・・ P26～28（資料11）

エ 町内会加入の促進チラシについて・・・・・・・・・・ P29～30（資料12）



碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな
毎日をおくります。

1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を
築きます。

1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな
社会をつくれます。

1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいじにし、美しい郷土を
つくれます。

1. 清新な文化の町に

若い力を育て、文化と教養の
まちをつくれます。

令和6年度 碧南市連絡委員一覧表

(令和6年4月1日現在 正幹事：◎ 副幹事：○)

町内会	氏名	摘要	町内会	氏名	摘要
新川地区	久杵町	清水 泰	大浜地区	宮町第2	杉浦 勉
	丸山町	加藤 明弘 ○		権現町	伊藤 浩
	六軒町	井戸 茂		岬町	岩田 義之
	田尻町	棚田 哲夫		錦町	長田 泰彦
	松江町	新川 清司 ◎		塩浜町	中村 弘樹
	相生町	角谷 康二郎		塩浜町第2	都築 弘和
	相生鶴見町	岡田 雅弘		浜田町	平松 巧 ◎
	山神相生町(鶴ヶ崎第1)	片山 誠次		伊勢若松町	山口 祐一
	山神町(鶴ヶ崎第2)	新美 雅浩		入船権田町第1	竹内 靖博
	新川山神町(鶴ヶ崎第3)	尾崎 弥太郎		入船権田町第2	杉浦 好晴
	浅間町(鶴ヶ崎第4)	永田 賢司	棚尾地区	前浜町	榊原 協二
	新川簗田町(鶴ヶ崎第5)	半場 明雄		川口町	石川 浩文
	千福町第1	河原 匠		源氏町	永坂 健
	千福町第2	山本 幸喜		汐田町	住谷 豊春
	簗田町第1	服部 孝之		春日町	杉浦 貞宏 ○
	簗田町第2	板倉 靖広		作塚沢渡町	長田 研二
	千福浜尾町	杉浦 裕二		栗山町	永坂 正晴
	千福堀方町	荒川 京治		志貴町	多田 育男
	千福福清水町	服部 誠		棚尾本町	榊原 靖志
	住吉町	浅岡 政揮		弥生町	古久根 清作
中央地区	浜尾鶴見町	守田 行雄		若宮町	名倉 敏一 ◎
	堀方町	横山 昌巳	旭地区	雨池川端町	杉浦 司
	東山町	山口 吉晴		志貴崎町	磯貝 光信
	金山町	石川 能章		鷺塚町	安藤 秀人
	西山町第1	石川 昌司		鷺林町	太田 一久
	西山町第2	鈴木 啓之		旭町	原田 光義
	道場山町	角谷 晃二		二本木町	加藤 宏章
	宮後町	加藤 勝久		荒子町	永坂 昭彦 ○
	福清水末広町	磯貝 春彦		笹山町	中川 博喜
	天王第1	遠山 隆夫 ◎		新道町	松島 栄昭
	天王第2	奥谷 恒治		緑町	小笠原 聡一
大浜地区	天王第3	石川 卓見		西部城山町	荒川 嘉昭
	中後町	杉浦 徹		神有町	山田 省吾
	植出町	濱子 二治		南城山町	榊原 儀八
	尾城町	松永 成章 ○		天神町	栗津 勉
	幸町第1	杉浦 新吾		池下照光町	片山 吉弘
	幸町第2	杉浦 幸雄		鴻島町	石川 真司
	中山町	生田 悟志		三宅町	下川 英彦
	向陽町	大橋 正志		伏見町	岡田 正敏
	源氏神明町	鈴木 雅浩		日進町	高橋 美徳
	大浜上町	杉山 正法		霞浦町	片岡 晃 ◎
	石橋町第1	杉浦 由喜夫	西端地区	東浦町	山中 憲二
	石橋町第2	市川 斉		平七町	金原 吉隆
	中松町	角谷 利信		流作町	高須 昭博
	羽根町	松浦 孝司		鷺塚住宅	高須 春雄
	本郷町	鈴木 晴安 ○		家下	永坂 美喜雄
	中町上区	國松 薫		大久手・半崎1	菊池 弘
	松本町	清水 豊正		半崎2	新美 敏和
	沢渡町	森松 豊文		半崎3	上原 邦彦
	野田町	亀島 裕臣		上1	鳥居 靖彦 ○
	浜寺町	亀島 剛		上2・3・宮下	鳥居 牧夫 ◎
	中町中区	倉内 松雄		上4	西 一也
	音羽町	加藤 譲		上5	祢宜田 喜代松
	善明町	石川 せい子		下1・2	天野 義典
	作塚町	村上 隆人		下3	田中 博
	築山町	磯貝 勘治		下4	杉浦 香織
	西浜町第1	岩崎 正武		下5	齋藤 亮治
	西浜町第2	角谷 勝		下6	岩崎 安良
	宮町第1	磯貝 孝		西荒居1	杉浦 貴久二
				西荒居2・三度山住宅	杉浦 栄次

碧南市連絡委員に関する規則について

○碧南市連絡委員に関する規則（一部抜粋）

〔平成2年3月30日〕
規則第23号

改正 令和6年3月29日 規則第11号

碧南市連絡委員に関する規則（昭和36年碧南市規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、市政の円滑な推進を図るため、連絡委員の設置等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 別表の各区又は町内会（以下「町内会等」という。）に、碧南市連絡委員（以下「委員」という。）1人を置く。

（所掌事務）

第3条 委員は、当該町内会等に対する市政の周知啓発及び連絡事務を処理するものとする。

（委嘱）

第4条 委員は、町内会等からの推薦により市長が委嘱する。

2 議会の議員は、委員となることができない。

（任期）

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（後任者の推薦）

第6条 委員は、町内会等の推薦により後任者を任期満了15日前までに市長に届け出なければならない。

（身分証明書の携帯）

第7条 委員は、任務に従事する場合は、市が交付する碧南市連絡委員身分証明書（別記様式）を携帯しなければならない。

（地区連絡委員会）

第8条 委員は、委員の間の連絡を図るため、別表の各地区ごとに地区連絡委員会（以下

「委員会」という。)を組織する。

- 2 委員会に、地区正幹事(以下「正幹事」という。)及び地区副幹事(以下「副幹事」という。)各1人を置き、委員の互選により定める。
- 3 正幹事は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副幹事は、正幹事を補佐し、正幹事に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会は、正幹事が招集する。

(連絡委員幹事会)

第9条 正幹事及び副幹事は、市との連絡を密にするため、碧南市連絡委員幹事会(以下「幹事会」という。)を組織する。

- 2 幹事会に、代表幹事及び副代表幹事各1人を置き、正幹事及び副幹事の互選により定める。
- 3 代表幹事は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 4 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事会は、市長が招集する。

(委託料)

第10条 市長は、予算の定める範囲内において、連絡事務委託料を各地区に、委員会委託料を委員会に、幹事会委託料を幹事会に交付する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか委員について必要な事項は、市長が定める。

別表（第2条、第8条関係）

地 区	町 内 会 等
新 川	久沓町 丸山町 六軒町 田尻町 松江町 相生町 相生鶴見町 山神相生町（鶴ヶ崎第1） 山神町（鶴ヶ崎第2） 新川山神町 （鶴ヶ崎第3） 浅間町（鶴ヶ崎第4） 新川竈田町（鶴ヶ崎第 5） 千福町第1 千福町第2 竈田町第1 竈田町第2 千福浜 尾町 千福堀方町 千福福清水町 住吉町 浜尾鶴見町 堀方町 東山町 金山町 西山町第1 西山町第2
中 央	道場山町 宮後町 福清水末広町 天王第1 天王第2 天王第3 中後町 植出町 尾城町 幸町第1 幸町第2 中山町 向陽町 源氏神明町
大 浜	大浜上町 石橋町第1 石橋町第2 中松町 羽根町 本郷町 中 町上区 松本町 沢渡町 野田町 浜寺町 中町中区 音羽町 善 明町 作塚町 築山町 西浜町第1 西浜町第2 宮町第1 宮町 第2 権現町 岬町 錦町 塩浜町 塩浜町第2 浜田町 伊勢若 松町 入船権田町第1 入船権田町第2 前浜町 川口町
棚 尾	源氏町 汐田町 春日町 作塚沢渡町 栗山町 志貴町 棚尾本町 弥生町 若宮町 雨池川端町 志貴崎町
旭	鷺塚町 鷺林町 旭町 二本木町 荒子町 笹山町 新道町 緑町 西部城山町 神有町 南城山町 天神町 池下照光町 鴻島町 三 宅町 伏見町 日進町 霞浦町 東浦町 平七町 流作町 鷺塚住 宅 家下
西 端	大久手・半崎1 半崎2 半崎3 上1 上2・3・宮下 上4 上5 下 1・2 下3 下4 下5 下6 西荒居1 西荒居2・三度山住宅

依頼時期	事 務 内 容	所 管 課
4 月	令和6年度環境衛生事業への協力依頼	環境課
	防犯連絡所についての依頼（全体会）	地域協働課
5 月	日本赤十字社社資募集チラシの全戸配布	社会福祉協議会
	消防団員紹介チラシの全戸配布	防災課
	令和6年度へきなんヘルスキーパー事業への協力依頼	健康課
	工事のお知らせ（福清水町、堀方町）	下水道課・水道課
	工事のお知らせ（籠田町、堀川町、踏分町、福清水町、尾城町、中山町）	下水道課・水道課
7 月	へきなんおみやげガイドの全戸配布	商工課
	工事のお知らせ（千福町、尾城町、中山町、鴻島町、天神町、神有町、照光町）	下水道課
	元気ッス！へきなんチラシの全戸配布	地域協働課
	令和6年度社会福祉協議会会員募集に関する依頼	社会福祉協議会
	台風時におけるごみ収集チラシの回覧	環境課
	あぶらがふち通信の回覧（東町内会、西部連合町内会、西端区）	環境課
	油ヶ淵浄化デーチラシの回覧（東町内会、西部連合町内会、西端区）	環境課
	日本赤十字奉仕団・団員募集チラシの回覧	社会福祉協議会
8 月	令和7年度消防団員の選出に関する依頼	防災課
	工事のお知らせ（新川町、山神町、相生町）	水道課
	工事のお知らせ（神有町、城山町）	水道課
9 月	碧南いいところMAPの全戸配布	商工課
10 月	あぶらがふち通信の回覧（東町内会、西部連合町内会、西端区）	環境課
	アクション油ヶ淵チラシの回覧（東町内会、西部連合町内会、西端区）	環境課
	大浜てらまちウォーキングチラシの全戸配布	商工課
	大浜てらまちウォーキング交通規制について（大浜地区）	商工課
	赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金チラシ等の全戸配布	社会福祉協議会
	工事のお知らせ（千福町、浜尾町）	水道課
11 月	クリンピーときれいな街づくり事業PRチラシの回覧	環境課
	市民憲章実践者の被表彰者の推薦に関する依頼	地域協働課
	食フェアチラシの全戸配布	商工課
12 月	令和7年度へきなんヘルスキーパーの推薦に関する依頼	健康課
	年末年始の燃やすことのできるごみ収集日程チラシの回覧	環境課
	文化財防火デー行事の回覧（棚尾地区のみ）	文化財課
	令和7年度碧南市連絡委員の推薦に関する依頼	地域協働課
	町内会（自治会）加入世帯調査に関する依頼	環境課、地域協働課
2 月	ゼイムだよりの回覧	税務課
3 月	碧南市民駅伝大会における周辺道路の使用について（旭地区、本郷町）	スポーツ課
	燃やすことのできるごみ袋、ごみカレンダーの配布、ごみ袋配布のお知らせの回覧	環境課
	あぶらがふち通信の回覧（東町内会、西部連合町内会、西端区）	環境課
隔月	「交番だより」の全地区回覧	碧南警察署
月1回	「広報へきなん」の全戸配布	経営企画課
年5回	へきなん議会だよりの全戸配布	議会事務局
年4回	「防犯あいち」の回覧	防犯協会
その他	「公民館報」「公民館だより」（各地区）の回覧・全戸配布	各公民館

部長・班長・組長・伍長保存用
※回覧ではありません

連絡先 秘書課広報統計係
電 話 95-9867

広報へきなんの配布について

日頃は、広報へきなんの発行業務にご協力いただきありがとうございます。

地区の部長、班長、組長、伍長さんの皆さんには大変恐縮ですが、裏面の日程のとおり、配布にご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、広報へきなんの配布部数の不足や変更がございましたら、連絡委員さんまでご連絡ください。

電話 95－9867

この文書は、部長、班長、組長、伍長さん用のものです。
回覧用ではありません。

回覧部数+10 部入っています

広報へきなんの早期配布にご協力をお願いします。

令和6年度広報へきなん配布日程

広報へきなん	連絡委員配布日
令和6年 4月号	令和6年 3月22日（金）
5月号	4月26日（金）
6月号	5月24日（金）
7月号	6月21日（金）
8月号	7月26日（金）
9月号	8月23日（金）
10月号	9月20日（金）
11月号	10月25日（金）
12月号	11月22日（金）
令和7年 1月号	12月20日（金）
2月号	令和7年 1月24日（金）
3月号	2月21日（金）
4月号	3月21日（金）

※連絡委員から部長、班長、組長、伍長さんのお手元に届くのは、数日後になります。

五軒組について

資料 4

五軒組一覧表

	町内会名	実数	計
新 川 地 区	久沓町	28	30
	丸山町	34	36
	六軒町	23	25
	田尻町	39	41
	松江町	36	38
	相生町	70	72
	相生鶴見町		
	山神相生町(鶴ヶ崎第1)	94	104
	山神町(鶴ヶ崎第2)		
	新川山神町(鶴ヶ崎第3)		
	浅間町(鶴ヶ崎第4)		
	新川簗田町(鶴ヶ崎第5)		
	千福町第1	34	36
	千福町第2	21	23
	簗田町第1	20	22
	簗田町第2	24	26
	千福浜尾町	28	30
	千福堀方町	25	27
	千福福清水町	32	34
	住吉町	29	31
	浜尾鶴見町	25	27
中 央 地 区	堀方町	39	41
	東山町	56	58
	金山町	55	57
	西山町第1	55	57
	西山町第2	32	34
大 浜 地 区	道場山町	48	50
	宮後町	38	40
	福清水末広町	38	40
	天王第1	22	24
	天王第2	26	28
	天王第3	43	45
	中後町	32	34
	植出町	18	20
	尾城町	23	25
	幸町第1	42	44
	幸町第2	31	33
	中山町	40	42
	向陽町	37	39
	源氏神明町	34	36

大 浜 地 区	大浜上町	30	32
	石橋町第1	25	27
	石橋町第2	22	24
	中松町	25	27
	羽根町	31	33
	本郷町	22	24
	中町上区	12	14
	松本町	16	18
	沢渡町	18	20
	野田町	20	22
	浜寺町	13	15
	中町中区	10	12
	音羽町	36	38
	善明町	33	35
	作塚町	14	16
	築山町	26	28
	西浜町第1	22	24
	西浜町第2	18	20
	宮町第1	19	21
	宮町第2	29	31
	権現町	34	36

回覧文書をお願いする場合の配布枚数の目安として、4月1日現在の五軒組(班、組、伍長等)の数を表にしたものです。

現在の「実数」欄をご確認のうえ、変更がございましたら下記までご連絡ください。

なお、この数に予備2枚を加えた「計」の数の回覧文書を配布しますので、変更がございましたら随時ご連絡ください。
※回覧板の追加、破損、紛失等あった場合は、下記にて新品をお渡しします。古い回覧板は各自で処分してください。

連絡先: 地域協働課地域協働係(2階)

TEL 95-9872

FAX 41-5412

区名	実数	計
久 沓	85	91
田 尻	39	41
西松江	36	38
東松江	70	72
鶴ヶ崎	94	104
千 福	184	198
浜 尾	93	99
東 山	111	115
西 山	87	91
新川合計	799	849

区名	実数	計
道場山	124	130
天 王	91	97
中 山	257	273
中央合計	472	500

大浜地区	岬町	23	25
	錦町	29	31
	塩浜町	35	37
	塩浜町第2	4	6
	浜田町	30	32
	伊勢若松町	35	37
	入船権田町第1	32	34
	入船権田町第2	29	31
	前浜町	20	22
	川口町	18	20

区名	実数	計
大浜上	221	241
大浜中	106	116
大浜下	403	435
大浜合計	730	792

棚尾地区	源氏町	23	25
	汐田町	30	32
	春日町	22	24
	作塚沢渡町	15	17
	栗山町	17	19
	志貴町	33	35
	棚尾本町	21	23
	弥生町	23	25
	若宮町	31	33
	雨池川端町	19	21
	志貴崎町	42	44

区名	実数	計
棚尾合計	276	298

旭地区	鷺塚町	49	51
	鷺林町	40	42
	旭町	25	27
	二本木町	21	23
	荒子町	26	28
	笹山町	48	50
	新道町	37	39
	緑町	28	30
	西部城山町	14	16
	神有町	152	160
	南城山町		
	天神町		
	池下照光町	362	370
	鴻島町		
	三宅町		
	伏見町		
	日進町		
	霞浦町	42	44
	東浦町	48	50
	平七町	41	43
	流作町	4	6
	鷺塚住宅	50	52
	家下	16	18

区名	実数	計
鷺塚町	49	51
鷺林町	40	42
旭町	25	27
西部連合町内会	174	186
神有区	152	160
伏見屋区	362	370
平七区	131	137
流作区	4	6
鷺塚住宅	50	52
家下	16	18
旭合計	1,003	1,049

西端地区	大久手	6	8
	半崎1	22	24
	半崎2	18	20
	半崎3	12	14
	上1	18	20
	上2・3	21	23
	宮下団地	13	15
	上4	25	27
	上5	29	31
	下1・2（下1）	20	22
	下1・2（下2）	16	18
	下3	33	35
	下4	28	30
	下5	18	20
	下6	16	18
	西荒居1	17	19
	西荒居2	15	17
	三度山団地（市営）	7	9
	三度山団地（県営）	5	7

区名	実数	計
西端合計	339	377

地区名	実数	計
新川地区	799	849
中央地区	472	500
大浜地区	730	792
棚尾地区	276	298
旭地区	1,003	1,049
西端地区	339	377
合計	3,619	3,865

碧南市行政組織図(抜粋)

資料 5

部	部長職氏名	課	業務内容
総務部	総務部長 山本 政裕	秘書課 (秘書係、人事係、広報統計係)	市長・副市長の秘書業務に関すること、職員の人事・給与に関すること、 <u>広報へきなんに関する</u> こと、統計調査に関すること
		経営企画課 (デジタル推進室、政策推進係、ふるさと応援係)	DXおよび情報処理に関わること、総合計画に関すること、ふるさと応援寄附金に関すること、
		行政課 (行政係、財政係)	市の例規の制定改廃及び審査に関すること、予算決算に関すること、選挙に関すること
		資産活用課 (開発推進係、契約検査係)	公共施設の整備維持に関すること、市有財産の有効活用に関すること、物品・工事等の入札・契約・検査に関すること
市民協働部	市民協働部長 杉浦 智彦	地域協働課 (地域協働係、交通防犯係)	<u>町内会に関する</u> こと、市民活動に関すること、国際交流に関すること、外国人相談に関すること、交通安全・防犯に関すること
		防災課 (防災計画係、地域防災係)	<u>防災、災害に関する</u> こと、消防団に関すること
		税務課 (管理係、納税係、市民税係、固定資産税係)	各種税金に関すること
		市民課 (戸籍係、市民係、住民記録係)	戸籍の届出に関すること、証明書の発行に関すること、マイナンバーに関すること、旅券の交付に関すること
福祉こども部	福祉こども部長 深津 広明	福祉課 (保護係、社会福祉係、発達支援係)	<u>民生委員に関する</u> こと、障害者支援に関すること
		こども課 (育成支援係、幼保係)	児童手当・特例給付等に関すること、子育て支援に関すること、保育園、幼稚園の運営に関すること
社会福祉協議会 事務局長 中川 英治			地域福祉に関する事業、保育園、児童センター、児童クラブの運営に関すること
健康推進部	健康推進部長 伊藤 正博	高齢介護課 (高齢福祉係、介護保険係、地域支援係、東部市民プラザ)	<u>敬老会事業に関する</u> こと、高齢福祉に関すること、介護保険に関すること、地域包括ケアシステムに関すること、高齢者虐待に関すること、東部市民プラザ・高齢者元気ツス館の運営
		国保年金課 (国保係、医療係、年金係)	国民健康保険に関すること、国民年金に関すること、各種医療助成に関すること、後期高齢者医療に関すること
		健康課 (庶務係、成人保健係、母子保健係)	母子保健に関すること、成人保健の健康診査・予防接種に関すること、休日診療に関すること、 <u>へきなんヘルスキーパーに関する</u> こと
経済環境部	経済環境部長 生田 和重	商工課 (商工観光係、企業応援係、企業誘致係、ものづくりセンター)	<u>観光に関する</u> こと、商工業・労働に関すること、 <u>くるくるバスに関する</u> こと、企業向けの補助金に関すること、ものづくりに関する講座・教室の開講、愛知県連技能専門校、碧南市少年少女発明クラブ
		農業水産課 (管理水産係、農政振興係、土地改良係、農業活性化センターあおいパーク、農業者コミュニティセンター)	農業、漁業に関すること、農業委員会・土地改良区に関すること、もぎとり体験農園、産直市場
		環境課 (ごみ減量係、環境保全係)	<u>ごみ収集に関する</u> こと、市営墓園に関すること、環境保全に関すること

碧南市行政組織図(抜粋)

部	部長職氏名	課	業務内容
建設部	建設部長 川村 哲弘	土木港湾課 (管理係、道路係、港湾河川係)	公共用地(道路・水路)に関すること、道路事業に関すること 港湾・河川・漁港事業に関すること
		都市計画課 (管理係、計画推進係)	都市計画事業(土地利用・道路)に関すること、生産緑地に関すること 景色づくりに関すること、屋外広告物に関すること
		建築課 (管理係、建築行政係、建築営繕係)	市営住宅に関すること、開発行為・建築相談に関すること 新築住宅・耐震改修等補助に関すること、空き家対策に関すること
開発水道部	開発水道部長 川村 哲弘 (兼務)	都市整備課 (管理係、都市整備係、明石公園)	公園・緑地事業に関すること、土地区画整理事業に関すること
		下水道課 (管理業務係、公共下水係、都市下水係、会計係)	下水道事業に関すること
		水道課 (管理係、給水業務係、工務係、配水管理事務所、会計係)	水道事業に関すること
市民病院 経営管理部長 永坂 智徳			各種外来受診、入院に関すること
教育部	教育部長 山田 昌宏	庶務課 (庶務係、第1・2学校給食センター)	教育委員会に関すること、学校施設の維持補修に関すること
		学校教育課 (指導係)	市内の小学校・中学校に関すること
		生涯学習課 (生涯学習係、公民館、文化会館、市民図書館、中部分館、南部市民プラザ)	文化会館・公民館に関すること、青少年育成に関すること、女性団体・社会教育団体等に関すること、図書館、芸術文化ホールに関すること
		文化財課 (文化財係、哲学たいけん村無我苑)	文化財に関すること
		スポーツ課 (スポーツ係)	スポーツに関すること
		海浜水族館・青少年海の科学館	水族館運営に関すること
		藤井達吉現代美術館	美術館運営に関すること
議会事務局	議会事務局長 三島 翁	議事課 (議事係)	議会運営に関すること
衣浦衛生組合 事務局長 片山 正樹			し尿処理施設・ごみ処理施設・火葬場・余熱利用施設等の設置管理に関すること

※業務内容で下線が引いてあるものは、連絡委員の皆さんに関連する主な業務です。

市の組織について

1 組織一覧(一部抜粋)

内容	担当課	電話番号
広報へきなんに関すること	秘書課広報統計係	95-9867
選挙に関すること	行政課行政係	95-9868
町内会、連絡委員、地区への補助金に関すること	地域協働課地域協働係	95-9872
道路反射境(カーブミラー)、道路照明灯、防犯灯に関すること	地域協働課交通防犯係	95-9873
避難所、各種防災計画に関すること	防災課防災計画係	95-9874
自主防災会、消防団に関すること	防災課地域防災係	95-9875
民生委員に関すること	福祉課保護係	95-9883
敬老会事業に関すること	高齢介護課高齢福祉係	95-9888
健康推進員に関すること	健康課成人保健係	48-3751
くるくるバスに関すること	商工課商工観光係	95-9894
不法投棄、ごみ袋に関すること	環境課ごみ減量係	95-9899
道路工事・修繕に関すること	土木港湾課道路係	95-9902
水路に関すること	下水道課都市下水係	95-9913
公園全般に関すること	都市整備課都市整備係	95-9910
公民館、青少年育成等に関すること	生涯学習課(文化会館)	42-3511

2 その他施設(一部抜粋)

- ・ 碧南市役所 41-3311(代表)
- ・ 碧南市民病院 48-5050
- ・ 臨海体育館 48-5311
- ・ 保健センター 48-3751
- ・ クリーンセンター衣浦 41-3479
- ・ 碧南市市民活動センター 42-6561

各地区への委託費等の概要について

1 連絡事務事業委託

(1) 目的

区及び町内会等に対する広報紙等の配布・回覧による市政の周知、啓発及び事務連絡の円滑化を図ることを目的とする。

(2) 積算

町内会加入世帯×140円×12月＝33,751,200円（全市）

2 地区連絡委員会事業委託

(1) 目的

各地区（6地区）の連絡委員相互の連絡調整、地区住民に関する諸問題・要望等の調整、連絡委員幹事会決定事項等の周知徹底を図ることを目的とする。

(2) 積算

連絡委員119名×7,000円×12月＝9,960,000円

3 地域振興事業補助

(1) 目的

区及び町内会が行う住民の連帯感及び市民性を高めるためのコミュニティ事業に対し助成することにより、地域の健全な発展を図ることを目的とする。

(2) 積算

町内会加入世帯×2,000円・・・①

町内会未加入世帯×500円・・・②

計（①＋②）×調整率÷40,000,000円（全市）

※町内会加入・未加入世帯は令和6年1月1日現在

※令和6年度の調整率＝0.883

4 区民館等運営事業補助

(1) 目的

地域住民の自治活動の振興を図り、またその活動拠点となる区民館等の管理運営費の一部を助成することにより、区費等の負担軽減ともなり、もって地域の健全な発展を図ることを目的とする。

(2) 積算 33,635,000円（全市）

※予算を上回る場合は調整率を乗じる

※令和5年度調整率＝0.870（参考）

(3) 補助の対象（補助金交付規程より）

区分	補 助 対 象 経 費	補助率	限度額
運営事業	次の各号に掲げる経費のうち、前年度に要した経費 (1) 電気料 (2) 水道料及び下水道使用料 (3) ガス代及び灯油代 (4) 電話料の基本料金 (5) し尿くみ取料 (6) 浄化槽清掃料及び点検料	10 分の 10	各号の合計額が 75 万円を超える場合は、75 万円に 75 万円を超えた額の 2 分の 1 の額を加えて得た額
	(7) 借地料	10 分の 10	区民館等の床面積 3 倍までの借地面積かつ、固定資産税課税標準額の原則 4 % までの借地料が限度額
	(8) 用務員賃金	2 分の 1	用務員を置いていない場合、置いているが賃金が年 24 万円に満たない場合は <u>12 万円</u> を補助対象額とする

5 区民館等施設整備事業補助

(1) 目的

町内会等が行う区民館等の新築、増築、改築、修繕、公共下水道接続に要する経費を助成することにより、地域住民の自治活動の振興を図ることを目的とする。

(2) 補助の対象（補助金交付規程より）

区分	補 助 対 象 経 費	補助率	限度額
新築事業	本体工事費及び解体撤去工事費に要する経費並びにこれらの工事に伴う付帯工事費	4 分の 3	3,000 万円
増築事業			1,500 万円
改築事業 修繕事業	改築及び修繕に要する経費（経費が 50 万円未満の場合を除く。）	2 分の 1	1,500 万円
公共下水道 接続事業	公共下水道接続に伴う排水設備改造及び付帯工事に要する経費	10 分の 9	—

(3) 6 年度補助

中山区民館、大浜上区民館、棚尾区民館、半崎区民館、東町内会館

碧南市市民活動総合補償制度について

碧南市市民活動総合補償制度は、市民の皆様が安心して地域社会づくりに参加できることを目的としています。町内会活動、ボランティア活動などの市民活動中に事故にあわれた場合、補償金が給付されます。万が一、事故にあってしまったときは地域協働課へお問合せください。

【補償の対象者】

① 市民活動の主催者、共催者

- ・市各所管課において、その活動および団体名が認知されている団体
- ・ボランティア団体

※碧南市市民活動センターまたはボランティア連絡協議会に登録された団体

② 市民活動の参加者

団体等が主催する市民活動への主体的な参加者（事前申込み等をしている方）

※単なる見物人等、不特定多数の参加者は補償の対象になりません。

【補償対象事故および補償額】

① 賠償責任事故

市民活動中に指導者等の過失により、市民活動の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、当該指導者等が法律上の損害賠償責任を負うもの

補償限度額(1 事故につき対人・対物共通)	最高 5 億円
-----------------------	---------

② 傷害事故

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、市民活動中の指導者等及び参加者が死亡又は負傷したもの

死亡補償金	300 万円 事故日から 180 日以内
後遺障害補償金	上限 300 万円
入院補償金	日額 2,000 円 事故日から 180 日以内
通院補償金	日額 1,000 円 事故日から 180 日以内で 90 日を限度

【補償の対象となる活動】

① 団体等が実施するもの（以下のすべてに該当するもの）

- ・ 計画的・継続的に行われている活動
- ・ 無報酬の活動（交通費などの実費の弁償は無報酬とみなします）
- ・ 公共の利益を目的とした自発的な活動
- ・ 日本国内の活動
- ・ 政治、宗教または営利目的でない活動（神社等が主催の祭礼などは対象外です）
- ・ 趣味的または懇親的でない活動

② 市が実施する事業又は活動に市民が無報酬で参加するもの

市民活動の 区分	活動内容	指導者等 (賠償＋傷害)	参加者 (傷害のみ)
市が推進する ボランティア 活動	アダプトプログラム、フラワーボラン ティアなどの公共施設美化活動など	○	○
	文化会館、図書館、学校、児童センター などの運営補助活動など	○	○
地域社会活動	地区・町内会活動（運動会、敬老会、交 通安全活動、清掃活動など）	○	○
青少年健全 育成活動	ボーイスカウト・ガールスカウト活動	○	○
	青少年健全育成推進委員等が行う活動	○	○
公益活動	高齢者、障害者援護などの福祉活動	○	○
	自然保護などの環境保全活動	○	○
	その他の公益活動	○	○
市が主催する 事業に関する 活動	クリーンピーなどの環境美化活動	○	○
	保育園、幼稚園の園庭開放など子育て支 援活動	○	○
	防災訓練などの訓練活動	○	○
	元気ッス！へきなん（市民まつり）、 大浜てらまちウォーキングなど	○	○
	講演会などの一般的な文化行事	○	×
	ウォークラリーなどのレクリエーション 的行事・公民館まつり、バスツアー（日 帰り）	○	○
	スポーツ教室など健康増進事業（競技を 除く）	○	○

【補償の対象とならないもの】

- ① 学校管理下の活動、PTA活動、子ども会活動など
- ② スポーツ大会、スポーツ団体などの競技を目的とした活動
- ③ 危険度の高い活動
- ④ 宿泊を伴う活動
- ⑤ 故意、重大な過失によるもの等
- ⑥ 他覚症状のないムチウチ症、腰痛等
- ⑦ 団体等が管理中の他人の財物に対する賠償事故
- ⑧ 指導者等が所有もしくは使用する車両等による事故

※「指導者等」とは、市民活動の計画、立案、運営等の指導的地位にある者又はこれに準ずる者をいう。

（例）元気ッス！へきなんの場合

事前に申込みをした踊り連参加者、ボランティアスタッフなど主体的に参加または協力する者は補償の対象となるが、不特定多数の来場者は対象とならない。

【事故発生時の手続き】

万が一事故が起きてしまった場合は、速やかに地域協働課又は活動を把握している部署へご連絡ください。（事故発生後 30 日以内に連絡がない場合、補償制度が適用にならないことがあります。）

保険金の請求には領収書（コピー）が必要です。（ただし請求額が10万円を超える場合は、領収書ではなく、既定の診断書が必要になりますので別途ご相談ください。）

なお、治療費が無料の方は、保険証のコピーを提出してください。（通院5日以上の場合は、通院証明書が必要になります。）

【綿密な計画で事故防止に努めよう】

「碧南市市民活動総合補償制度」は市民のみなさんが安心して市民活動が行えるよう、万一の事故に備えて設けたものですが、一番大切なことは事故を未然に防ぐことです。

活動するときには、十分注意して楽しく活動してください。

連絡先 碧南市役所 地域協働課地域協働係 電話95－9872

連絡先	地域協働課地域協働係
担 当	水村浩一郎
電 話	9 5 - 9 8 7 2

令和 6 年 4 月 8 日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 堀 田 葉 子

町内会等における個人情報の取扱いについて（お願い）

個人情報保護法は、町内会や自治会を含む全ての事業者に適用されます。町内会等において個人情報を取り扱うときは、下記のことに注意して適切に管理してください。

記

1 個人情報を集めるとき

- (1) 利用目的をあらかじめ具体的に特定すること
- (2) 収集する範囲、項目（住所、氏名等）は必要最小限にすること
- (3) 利用目的は、あらかじめ公表するか、本人に知らせること
- (4) 個人情報のうち、人種、信条、病歴、社会的身分などの要配慮個人情報を取得する場合は、本人の同意を得ること

2 個人情報を利用するとき

- (1) 取得した個人情報は、利用目的の範囲で利用すること
- (2) 取得した個人情報を取得時とは異なる目的で利用する場合は、改めて本人の同意を得ること

3 個人情報を保管するとき

- (1) 取得した個人情報は、盗難、紛失、漏洩等がないよう安全に管理すること
 - ア 紙の個人情報は、鍵のかかる金庫や引き出しに入れる
 - イ パソコンの個人情報データは、パスワードを設定する
 - ウ 個人情報を扱うパソコンにはウイルス対策ソフトを入れる
- (2) 盗難、紛失、漏洩等が起こった場合、誰に報告するかあらかじめ決めておくこと
- (3) 不要となった個人情報は、シュレッダー等で適正かつ速やかに廃棄すること

4 個人情報第三者に提供するとき

(1) 個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、あらかじめ本人の同意を得ること（ただし、以下の場合を除く）

ア 法令に基づく場合（例：警察からの照会）

イ 生命、身体または財産の保護のために必要な場合（例：災害時の安否確認）

ウ 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合（例：児童虐待からの保護）

エ 国や地方自治体等への協力

(2) 第三者に個人情報を提供した場合は、提供日や提供先などを記録し、個人情報保護委員会規則で定める期間保存すること

(3) 業務を業者に委託する場合は、個人情報の適切な管理を実施することについて確認すること

5 本人から個人情報の開示を求められたとき

(1) 本人から請求があった場合は、個人情報の開示、訂正、利用停止等対応すること

(2) 個人情報の取扱いに対する苦情を受けたときは、適切かつ迅速に対処すること

町内会の世帯票Q&A

Q 1 世帯票の用紙だけがポストに入っていたが、世帯票の利用目的や回収方法などを明記すべきではないか？

A 1 町内会加入世帯の家族構成や氏名等の個人情報を記入する世帯票を配布する際は、その用紙に利用目的を明示する必要があります。また、世帯票は封筒に入れて回収するなど回収方法を明示して、個人情報が漏洩しないように配慮してください。

Q 2 世帯票の用紙に「災害時に利用する」と目的が記載されているが、災害時以外の町内会活動で利用する場合は、目的外利用になるのではないか？

A 2 世帯票を収集する際は、何に利用するのか目的を具体的に記載してください。

記載例：①災害時の安否確認のため、②火災、事故等の緊急連絡のため、③区及び町内会事業運営のため

Q 3 世帯票の用紙が4枚複写になっているが、4か所に分けて保管するのか？

A 3 収集する個人情報は必要最小限にしてください。4か所に分けて保管する必要がある場合は、それぞれの場所において安全に保管し、利用目的達成後は適正かつ速やかに廃棄してください。

愛称は **サポプラ** です！



Hekinan Citizen Activities Center

1 施設の概要

(1) 名称

碧南市市民活動センター

(2) 所在地

愛知県碧南市山神町8丁目35番地（へきなん福祉センターあいくる内）

(3) 設置目的

市民活動、ボランティア活動、町内会活動等（以下「市民活動等」という。）の支援を図ることを目的とする。

2 指定管理者の概要

(1) 団体の名称等

ア 団体の名称 特定非営利活動法人 愛知ネット

イ 代表者 理事長 天野竹行

ウ 所在地 愛知県安城市御幸本町7番9号

(2) 団体の主な活動内容

ア 防災・災害救援に関する事業

イ 社会教育に関する啓発・施設管理運営事業

ウ まちづくりに関する啓発事業

エ 市民活動支援に関する事業

3 指定管理者が行う業務の内容

(1) 市民活動等に関する情報の収集及び提供並びに相談

(2) 市民活動等及び活動資金に関する助言

(3) 市民活動等に関する研修会及び講座の実施

(4) 市民活動等に関する活動場所及び設備の提供

(5) 市民活動等を担う人材の育成

(6) 市民活動等を行う市民相互の連携及び交流の促進

(7) 災害時のボランティアセンター設置時における社会福祉協議会との連携及び運営支援

(8) その他、市民活動等の推進に必要と認める支援等

連絡先	碧南警察署生活安全課
担 当	係長 犬塚 悦治
電 話	46-0125（防犯協会）

令和 6 年 4 月 8 日

碧南市連絡委員各位

碧南警察署生活安全課

課長 田 邊 光 徳

連絡委員防犯連絡所について（依頼）

当署では、事件・事故に関して、住民と緊密な連携を図るため、下記のとおり防犯連絡所を設置しております。つきましては、連絡委員の皆様の住居を防犯連絡所として設けさせていただきたく、お願い申し上げます。

記

1 設置根拠

防犯連絡所の設置及び運営に関する基準要綱による。

2 組織編成

地区防犯協会の下部組織（基準要綱第 3 条）

3 役割

町内の事件・事故に関する警察との連携（基準要綱第 7 条）

4 必要性

町内の自主防犯意識の醸成を図る中核として、必要不可欠（基準要綱第 1 条、2 条）

5 適任者

地区の代表である町内会長等が適任（基準要綱第 4 条）

6 任期

原則 1 年 再任は妨げない（基準要綱第 5 条）

7 報酬

「自分たちの町は、自分たちで守る」という趣旨から、ボランティアとして、無償でお願いします。（基準要綱第 6 条）

防犯連絡所の設置及び運営に関する基準要綱

碧南高浜防犯協会連合会

第1条 目的

この要綱は、犯罪を防止し、明るい町づくりを推進するために設けられる防犯連絡所の設置及び運営について必要な基準を定めることを目的とする。

第2条 防犯連絡所の性格

防犯連絡所は、住民がその隣保組織を通じて行う、自主的な地域安全活動を推進するための中心となるものとする。

第3条 防犯連絡所の設置基準

防犯連絡所は、碧南高浜防犯協会連合会（以下「連合会」という。）の傘下組織として、犯罪の発生状況等を考慮し、次の基準によりこれを設置するものとする。

- 1 一般住宅地にあつては、町内会単位に設ける。但し、防犯上、特に必要のある場合は、その区域を分けて2箇所以上の防犯連絡所を設けてもよいこととする。
- 2 3階以上の高層住宅団地にあつては、その規模に応じて各棟、各階層単位に設けてもよいこととする。
- 3 アパート、その他の規模の大きな集合住宅等にあつては、町内会長と当該アパート等の管理者又は居住者の代表とが協議の上、防犯連絡所を設けるものとする。

第4条 防犯連絡所の設置場所等

- 1 第3条の1により設ける防犯連絡所は、町内会長（市連絡委員、町内会長）等、地域安全活動の中心となって、その活動を行う者の住居に設置するものとする。但し、地域の実状、犯罪・事故等の発生状況、その他防犯上特に必要とする場合は、他の場所にこれを設置するものとする。
- 2 第3条の2及び3により設ける防犯連絡所は、できうる限り隣組組織による役員、その他町内会長が適当と認める者の住居に、これを設けるものとする。
- 3 防犯連絡所は、所定の標示板を掲出するものとする。

第5条 防犯連絡責任者

- 1 防犯連絡所ごとに、防犯連絡責任者を置くものとする。
- 2 防犯連絡責任者には、原則として当該防犯連絡所を設置した住居の世帯主をあてるものとする。
- 3 防犯連絡責任者の任期は1年とし、その再任を妨げないものとする。但し、途中交代により新たに防犯連絡責任者に指示された者は、前任者の任

期の残任期間をもってあてるものとする。

第6条 防犯連絡責任者の信条

防犯連絡責任者は、犯罪や事故の防止を目的として、明るい町を築くために、熱意と社会奉仕の精神をもって、かつ親切に活動にあたるを旨とする。

第7条 防犯連絡責任者の任務

- 1 防犯連絡責任者は、連合会長及び警察署、交番、駐在所と緊密な連携を保ち、次に掲げる方法又は手段により、受持ち地区の自主防犯意識の高揚を図り、地域安全に努めるものとする。
 - (1) 防犯や地域安全に関する懇談会等の開催
 - (2) 地域安全に関する広報資料等の作成、配布、回覧及び掲示
 - (3) 地域安全パトロール等の実践活動の実施
- 2 防犯連絡責任者は、次に掲げるような事象を聞知したときは、警察署にその内容を通報・連絡するものとする。
 - (1) 犯罪を犯したと認められる者を発見したとき。
 - (2) 犯罪が行われたとき、又は行われようとしているとき。
 - (3) 不審者を発見したとき。
 - (4) 犯罪等により住民が被害や迷惑を被ったとき。
 - (5) 家出人、迷い人、迷い子等、応急の救護を必要とする者を発見したとき。
 - (6) 防犯設備等についての意見、要望
 - (7) その他地域安全に必要と認めた事項を聞知したとき。

第8条 防犯連絡責任者の研修

連合会長は、必要と認めたとき防犯連絡責任者を招集し、防犯・地域安全活動等の推進について研修会を開催して、その活動の挙揚に努めるものとする。

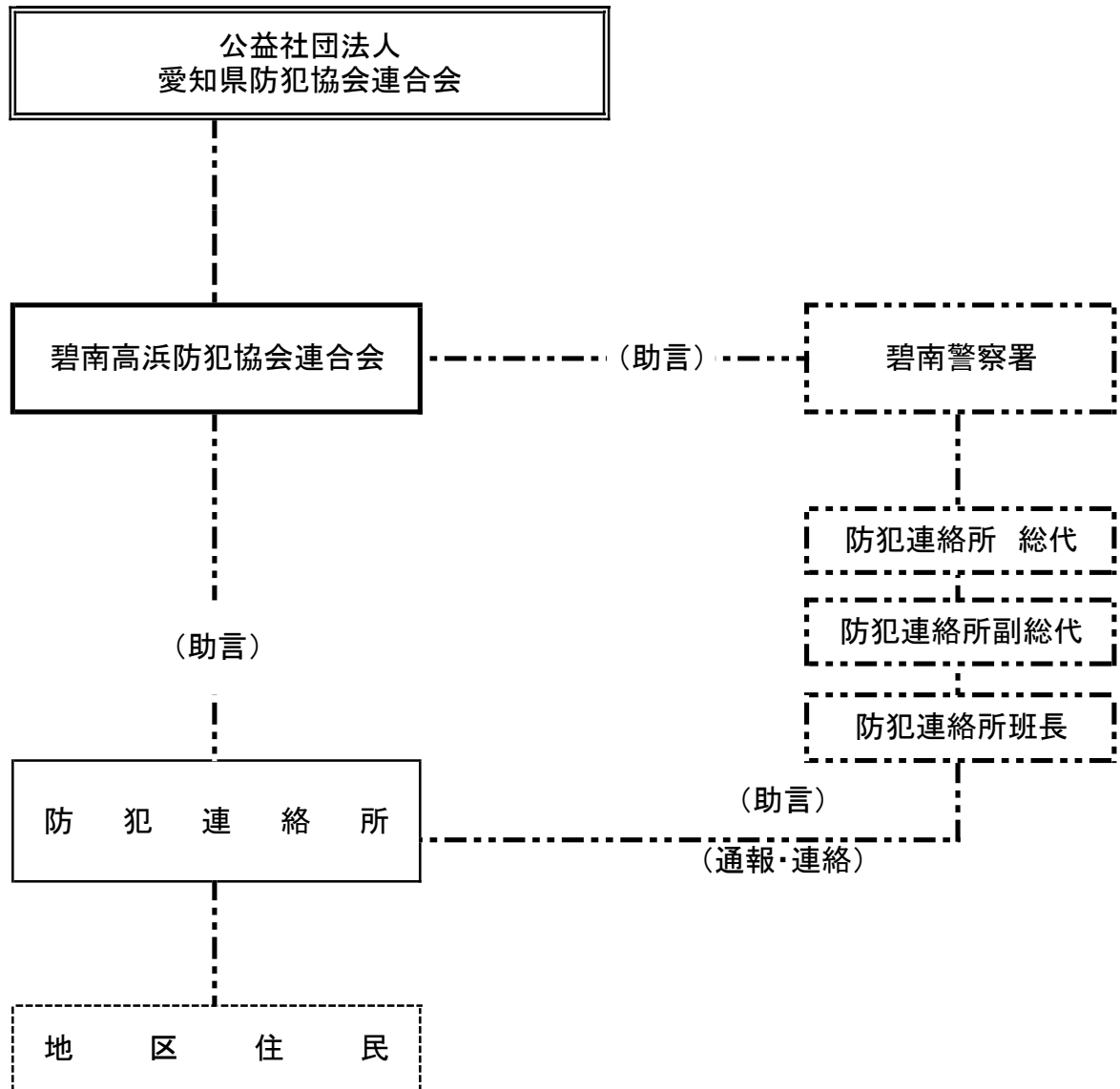
第9条 臨時防犯連絡所

- 1 連合会長は、行楽地、又は犯罪・事故多発地区において、特に必要と認めたときは、当該地区に臨時防犯連絡所を設けることができるものとする。
- 2 臨時防犯連絡所の運用にあたっては、この要綱を準用するほか、連合会長は、設置の目的に応じて必要な事項を定めることとする。

附 則

- 1 本要綱は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 平成6年10月1日一部改正

防犯連絡所のしくみ



防犯連絡所プレートについて（お願い）

連絡委員幹事会において、碧南高浜防犯協会連合会の末端組織として、地域の自主防犯活動の中心となる「防犯連絡所」の設置および任務等についてお願いしたところですが、毎年の3月31日をもって任期1年が終了しますので、各地区連絡委員宅に掲示されております「防犯連絡所」プレートについて、新年度の連絡委員にそれぞれ引き継いでいただきますようお願いいたします。

なお、万一破損等により取替えが必要な場合は新しいものをお渡ししますので、お手数ですが、碧南警察署生活安全課まで取りに来ていただきますようお願いいたします。

※以前の連絡委員宅にプレートが掲示されたままのものがありましたら、取り外していただき、プレートを警察署まで返却していただきますようお願いいたします。

問合せ先 碧南警察署生活安全課内 碧南高浜防犯協会連合会事務局

直通電話 0566-46-0125（FAX 兼用）

碧南市役所地域協働課交通防犯係

電話（直通）0566-95-9873

（代表）0566-41-3311 内線233・234

連絡先	防災課地域防災係
担 当	塩谷
電 話	95-9875

令和 6 年 4 月 8 日

碧南市連絡委員各位

市民協働部防災課長

へきなん防災メールへの利用登録について（ご案内）

日頃は、当市の防災行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、碧南市では、市民の皆さんがどこでも防災情報を受け取れるよう、携帯電話等への一斉メール配信サービス（へきなん防災メール）を行っております。

つきましては、下記により、登録していただくようお願いします。

記

1 対象者

メールアドレスが設定されている携帯電話等を持っている方

2 サービス概要及び登録方法

別紙資料（右上に「連絡委員・自主防災会長用」と記載のあるチラシ）のとおり

3 その他

すでに一般市民用で登録していただいても、連絡委員・自主防災会長用の防災メールに登録をお願いします。

へきなん防災メール

碧南市では、市民の皆さんが、迅速に防災情報を受け取れるよう、携帯電話やパソコンへ様々な防災情報をメールで配信するサービスを行っています。災害に備えて、登録をお願いします。

（登録は無料ですが、メール受信にかかる通信料（1通あたり1～2円）は利用者の負担となります）

●配信内容

- ☐ 気象情報 ・ 気象警報など
- ☐ 防災情報 ・ 地震・津波情報、避難に関する情報など
- ☐ 火災情報 ・ 碧南市内の火災情報
- ☐ 安否確認情報 ・ 震度5以上の地震発生時など

※配信情報の詳細は裏面を参照してください



●登録方法

- ① QRコードを読み取り、
空メール(件名・本文不要)
を送信してください



※QRコード読み取りができない方は
staff.hekinan-city@raidan.ktaiwork.jp
に空メールを送信してください。

- ② 数分以内に、登録用URL
が記載されたメールが届
きます

へきなん防災メール
メールサービスの仮登録
が完了しました。
以下のURLから一週間
以内に本登録を実施して
ください。

<https://ssl.....>

ここを選択

- ③ 免責事項をご確認ください

へきなん防災メール利用
者登録

本メールシステムに登録
すると以下の情報が配信
されます。……

免責事項（必ずお読みく
ださい）

……

- ④ 氏名（漢字）を入力し、
所属「001 連絡委員・自主
防災会長」を選択して
「次へ」を押します

……
○氏名（漢字、姓と名の間は
空けない）
[必須]

○所属（複数選択可）
[必須][1個以上]
☒ 001 連絡委員・自主防災会長
……

- ⑤ 入力内容を確認し、
「登録」を押します

へきなん防災メール利用
者登録
次の設定でよろしければ
「登録」を、再度編集
する場合は「戻る」を
選択してください。
(登録内容が
表示されます)

- ⑥ 登録完了です

へきなん防災メール利用
者登録

へきなん防災メールへの
登録が完了致しました。

※数分以内に、登録完了の
お知らせメールが届きます。
このメールには、登録内容
変更・配信解除用のURL
が記載されています。

※ 迷惑メール防止機能をお使いの方は、登録する前に「hekinan-city@raidan.ktaiwork.jp」からのメールを受信できるように設定する必要があります。

【問合せ先】 碧南市防災課 TEL : 0566-95-9875

へきなん防災メールのご案内

連絡委員・自主防災会長用

● 碧南市が防災情報をメールで配信します

あらかじめ登録した人が、携帯電話等でメールを受け取れるシステムです。
携帯電話等のメール機能を使って、個人でいつでも登録・解除ができます。

● 登録には【氏名】【所属】の入力が必要です

登録方法は裏面を参照してください。

所属区分（複数選択可） ※必要に応じて追加等する場合があります

001 連絡委員・自主防災会長、002 災害復旧協議会、003 消防団、004 消防署、005 小中学校長・教頭、
006 市議会議員、007 市民病院（医師）、008 市民病院（看護師）、009 市民病院（医療技術職）、
010 市民病院（事務）、011 災害対策本部員（部長以上）、012 市職員（避難所開設員）、013 市職員（その他）、
014 学校教職員

● 配信情報の詳細

気象情報

特別警報：暴風、暴風雪、波浪、高潮、大雨、大雪

警 報：暴風、暴風雪、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪

その他：竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報

防災情報

地 震：碧南市内で震度 1 以上の地震があったとき、

緊急地震速報、東海地震注意情報、東海地震予知情報

津 波：津波予報、津波警報など

河 川：矢作川の水位情報

国民保護情報：弾道ミサイル情報、航空攻撃情報など

避難に関する情報：避難勧告、避難指示、避難情報

火災情報

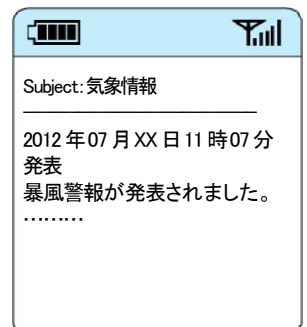
火 災：碧南市内の火災の発生及び鎮火情報

安否確認情報

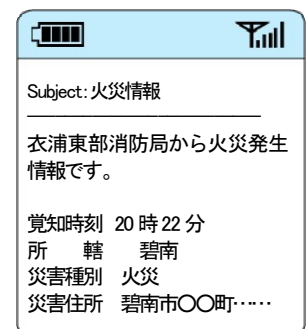
碧南市内において震度 5 以上の地震発生時に自動配信

→メールに記載されたURLにアクセスし、画面の指示に従って
安否情報（無事または負傷）の入力をし、返信を行ってください

▽気象情報の例



▽火災情報の例



▽安否確認情報の例



【注意】

※登録は無料ですが、メール受信にかかる通信料は利用者の負担となります。

※通信環境等により、サイトへのアクセスおよびメールの受信に、時間がかかる場合があります。

※登録されたメールアドレスへの配信が未着信となる場合、登録を削除することがあります。

連絡先	地域協働課地域協働係
担 当	水村、清水
電 話	95-9875

令和 6 年 4 月 8 日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 堀 田 葉 子

町内会加入の促進チラシについて

陽春の候、時下ますます御清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は、市行政の運営につきまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

市では、町内会への加入を促進するために、市外からの転入者及び市内転居者に対して町内会加入促進チラシを配布しております。チラシの表面には町内会の活動案内を、裏面には該当地区の連絡委員さんのお名前と連絡先を掲載させていただいております。また、地域協働課のホームページでも同様に町内会への加入促進のご案内をさせていただいておりますので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

1 町内会加入促進チラシ

別紙のとおり（表面のみ）

町内会に加入しましょう

安心安全な生活はご近所づきあいから

町内会ではこんな活動をしています

情報発信



生活に役立つ
地域の情報を発信

交通・防犯活動

カーブミラーの設置や
街頭指導
防犯灯の設置や
防犯パトロール



防災活動

安心
安全

きれいで快適な地域を
つくるための清掃活動



避難訓練など
災害時に備え、隣近所で
助け合える環境づくり



夏まつりイベントなど

きれいなまち

住民の交流

町内会は、地域住民の親睦や困ったときの助け合いなど、快適で住みよいまちにするために、地域の皆さんで構成される住民組織です。

普段の近所づきあいの積み重ねが、災害時などいざという時の心強い支えになります。



加入の手続きは

お住いの地域を担当する町内会長さんにご連絡ください。



地域の絆